

令和7年12月10日

令和7年度茨城地方最低賃金審議会  
第1回茨城県特定最低賃金専門部会の開催について

標記について、下記のとおり開催いたします。  
同専門部会は一部公開としますので、傍聴を希望される方は、下記によりお申込みください。

記

1 日 時

- (1) 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「鉄鋼業専門部会」という。）  
令和7年12月15日（月）午前9時00分から
- (2) 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金専門部会（以下「電気・精密機械器具等製造業専門部会」という。）  
令和7年12月23日（火）午後2時00分から

2 場 所

- (1) 鉄鋼業専門部会  
茨城労働局 3階会議室（水戸市宮町1-8-31 水戸労働基準監督署内）
- (2) 電気・精密機械器具等製造業専門部会  
茨城労働局 2階会議室（水戸市宮町1-8-31）

3 議 題

- ・部会長、同代理の選出について（公開）
- ・茨城県特定最低賃金専門部会運営規程(案)について（公開）
- ・賃金実態調査等について（公開）
- ・専門部会の日程調整について（公開）
- ・金額調査審議（一部公開）
- ・その他

4 傍聴可能人数 若干名（5名程度）

## 5 申込要領

(1) 傍聴を希望する方は、往復はがき又はメールにより、専門部会傍聴希望と明記し、専門部会の名称、開催日、住所、氏名、電話番号及び所属組合又は会社名をご記入の上お申込みください。(傍聴希望は個人毎にお申込みください。)

### 【申込の期限】

- ・鉄鋼業専門部会 令和7年12月12日(金)午後5時
- ・電気・精密機械器具等製造業専門部会 令和7年12月19日(金)午後5時

(2) 会場の収容人数を超える場合には、申込期限前でも傍聴をお断りすることがあります。その場合はその旨連絡いたします。

(3) 傍聴希望者は、専門部会開催時刻の10分前までに会場にお越しください。会場入口で本人確認をさせていただきますので、当日は運転免許証等本人確認ができるものをお持ちください。

(4) 車椅子の方は、申込書にその旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合はその方のお名前も併せてお書き添えください。

(5) 傍聴にあたっては、審議の妨げとならないように別添「傍聴にあたっての留意事項」に従ってください。

### 【申込先】

茨城労働局 労働基準部 賃金室  
〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31  
Mail : chinginshitsu-ibarakikyoku@mhlw.go.jp  
(問合せ先) TEL : 029-224-6216

以上

### 傍聴にあたっての留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話の電源は、必ず切って傍聴してください。
- 3 会長の許可がなく写真撮影やビデオカメラの使用はできません。
- 4 審議会の内容の録音はできません。
- 5 審議会委員等の言論に対して、発言し又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、飲食等は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除きお止めください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はお止めください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 静肅を旨とし、審議の妨害になるような行為等はお止めください。
- 11 会長及び茨城地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願ひいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけないときは、会長が退場を命ずる場合があります。

茨城地方最低賃金審議会